

つくばみらい市議会 経済常任委員会会議録

平成 21 年 3 月 9 日 開会

平成 21 年 3 月 9 日 閉会

つくばみらい市議会

つくばみらい市議会経済常任委員会

平成21年3月9日 午後1時30分開会

出席委員

委員長	倉持悦典君
副委員長	堤實君
委員	坂洋君
委員	中山栄一君
委員	岡田伊生君
委員	古川よし枝君
委員	廣瀬満君
議長	今川英明君

欠席委員

なし

出席議員

1番	秋田政夫君
4番	染谷礼子君
18番	川上文子君

出席説明員

副市長	小林弘文君
市民経済部長	古谷安史君
都市建設部長	鈴木清君
農政課長	坂田宏君
産業政策課長	木村明夫君
産業政策課長補佐	矢口剛君
都市計画課長	大久保明一君
都市計画課長補佐	沼尻春満君
建設課長	高田守康君
建設課長補佐	石島昭夫君
特定事業推進課長	中泉次男君
特定事業推進課長補佐	松崎昭徳君
下水道課長	豊島利夫君
下水道課長補佐	長塚工君
水道課長	中山和明君
水道課長補佐	宮城義夫君

出席議会事務局職員

事務局 長	井波 進 君
事務局 長 補 佐	関 俊 明 君
書 記	大 野 隼 人 君

議 事 日 程

平成21年3月9日(月曜日)

午後1時30分開会

1. 協議案件

- 1) 議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例
- 2) 議案第21号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 3) 議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 4) 議案第23号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第2号)
- 5) 議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第3号)
- 6) 議案第34号 市道路線の認定について
- 7) 議案第35号 市道路線の廃止について
- 8) 議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算(第6号)
- 9) 請願第1号 (仮称) 県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する請願書
- 10) そ の 他

午後1時30分開会

委員長(倉持悦典君) 皆さん、どうもお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。また、副市長初め、職員の皆さん、公務のお忙しいところ説明にご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名全員でございます。定足数に達しておりますので、早速開会したいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

本日の委員会に、議会事務局職員、それから副市長を初め、都市建設部長、市民経済部長、関係課長及び職員の方々がご出席されております。

これより議事に入ります。

なお、議案の説明については簡潔にお願いいたします。

まず、都市建設部長より、都市建設部所管部分についての概要説明をお願いいたします。

都市建設部長(鈴木 清君) それでは、私の方から都市建設部関係の概要を説明したいと思います。

今回、都市建設部関係で提案してある議案につきましては、条例の制定が1件、それから特別会計の補正が3件、水道会計の補正が1件、市道路線の認定及び廃止がそれぞれ1件ずつでございます。それと、一般会計の補正予算でございます。

まず、議案第5号でございますけれども、下水道課関係でございます。つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例についてでございますが、農業集落排水事業に係る地方債

の償還に充てる財源としまして、県から交付を受ける農業集落排水事業推進交付金に対し基金を設けまして適正に管理執行するため、この条例案を提出するものでございます。

次に、議案第21号でございます。平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,538万4,000円とするものでございます。また、委託料において2億1,813万円の繰越明許をさせていただきます。

次に、やはり下水道課関係でございます。議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ626万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,854万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第23号でございます。これにつきましては、都市計画課関係でございます。平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

平成19年度市営分譲住宅特別会計の繰越金が確定しましたので、一般会計からの繰入金143万円を減額するものでございます。最終的には、平成20年度の一般会計からの繰入金は945万8,000円となるものでございます。

次に、議案第24号でございます。水道課関係の平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的収入及び支出の減額補正をお願いするものでございます。収入では、新料金体制による請求方法の統一に伴いまして、使用料金の請求を調整することにより1カ月分の料金徴収がずれることによりまして、給水収益の4,300万円の減額でございます。徴収のサイクルがずれるだけでして、この減額分は翌年度、すなわち21年度の歳入となるものでございます。

続きまして、議案第34号 市道路線の認定について、それから、議案第35号の市道路線の廃止についてでございます。いずれも建設課関係でございます。

認定につきましては、総延長8,354メートル、51路線でございます。主なものとしましては、土地改良総合整備事業谷原西部地区の土地改良事業により整備された道路の認定でございます。それに、民間業者の開発に伴う寄附受け入れ、それと、つくばエクスプレス工事に伴う道路のつけかえによる認定でございます。

廃止につきましては、総延長6,933メートルで22路線でございます。これにつきましては、土地改良総合整備事業により、用途廃止に伴い市道の管理の必要性がなくなり廃止するものでございます。

続きまして、議案第16号でございます。これにつきましては、平成20年度一般会計補正予算、都市計画課、それから建設課、特定事業推進課、下水道課とそれぞれ補正をお願いするものでございます。これにつきましては、順次、担当課長の方から議案書に基づきましてご説明申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

では、次に、市民経済部長より市民経済部所管部分について概要説明をお願いいたします。

市民経済部長（古谷安史君） ご苦労さまでございます。

議案第16号の一般会計補正予算（第6号）でございまして、市民経済部関係では、今回、農政課、それから産業政策課の2課からの補正ということでございます。農政課につきましては、歳入で県補助金の増額、貸付金の元利収入で減額、それから、歳出では農業費で約8,000万円の減額、林業費では40万円の増額と。それから、産業政策課の方では歳出だけでございまして、商工費関係で約2,300万円の減額となっております。

詳しくは各担当課長より説明をお願い申し上げますので、よろしく願いをいたします。
委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

両担当部長からの概要の説明をいただきました。

それでは議案の審査に入ります。

まず、議案第5号 つくばみらい市農業集落排水事業減債基金条例を議題といたします。
担当課のご説明を求めます。

下水道課長（豊島利夫君） 下水道課です。よろしく申し上げます。

今回の条例につきましては、条文についてはごらんのとおりですけれども、この条例につきましては、農業集落排水事業の県の補助金部分、平成17年度までは事業に対して直接補助がついていたんですけれども、平成18年度分からその補助対象事業費の10%を地方債の償還に充てる財源として農業集落排水事業推進交付金として補助的に出すということで、年度の補助対象事業費の10%、それを5年にわたって交付しますよということでございます。

事業費の2%ずつ、5年間。これについては、豊南部地区の農業集落排水事業ですけれども、平成18年度には事業費が1億4,000万円でございます。その10%でございますので、1,400万円。それを5年間でということなんで、年間280万円。その事業の次年度からということで、平成19年度に280万円ほど入ってございます。これは繰越金で対応しておりますけれども、今年度は、その18年度分の280万円と、平成19年度は事業費で3,300万円でございますので、10%で330万円、5年で割りますので、年66万円ということで、今年度は346万円ほど県から交付金が交付されることになっております。

その交付された交付金を地方債の償還に充てるということで交付されるものでございますから、今回の基金条例を制定させていただきまして、地方債の償還に今後充てていくということになります。

また、平成21年度、来年度からは農業集落排水事業の三島地区が始まりますので、その際にも交付金が交付されることになります。

で、条文の第4条の中に、「基金の運用から生ずる収益は」という文言が入っております。この「収益」ということは、預金等の利子についても予算計上して基金に積み立てるということでございます。

第6条には、「地方債の償還に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる」ということで、基金の管理執行を行うものでございます。

簡単ですが、よろしく申し上げます。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

担当課の説明が終わりました。

これより議案第5号に対する質疑及び意見を行います。

どなたか。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 丁寧に説明していただいたんですけども、これまで直接補助としてやっていて、今度は事業費の10%交付金として県が支出するということですけども、どちらの方がその事業に対して率がいいというか、なんですか。削減になっちゃうんですか、それともかさ上げなんですか。

委員長（倉持悦典君） 課長、お願いいたします。

下水道課長（豊島利夫君） 平成17年度は、県からの直接事業費の補助として15%いただいております。で、18年度分からは10%ということで、5%下がっております。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） なければ、議案第5号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第21号について担当課の説明をお願いいたします。

下水道課長（豊島利夫君） それでは、平成20年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

21号の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ1億200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,538万4,000円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正によるということで、3ページの方へ移っていただきたいと思います。

こちらに、第2表の繰越明許費補正ということで表がのってございます。これで、表の上から申し上げますと、茨城県東部丘陵部委託（国補事業）で5,382万円、茨城県東部丘陵部委託（単独事業）で6,303万円、地域住宅交付金事業（茨城県委託）で9,225万円、20市単公下第8号つくばみらい市公共下水道事業計画変更認可業務委託で903万円、トータルしまして2億1,813万円を来年度に明許繰越をさせていただくものでございます。

続いて、5ページの方へ移っていただきたいと思います。

歳入ですけれども、1款の分担金及び負担金ということで1億6,000万円ほどの減額でございます。これは、茨城県の丘陵部の開発絡みですけれども、事業費的には1億円の減額ですけれども、その下へ出てきますが、地域住宅交付金という国庫補助を使うということで、負担金としましては1億6,000万円を減額させていただきます。

3款の国庫支出金で地域住宅交付金、事業費的には1億5,000万円の事業費の中の国庫補助分として6,000万円を増額するものでございます。

4款繰入金につきましては、1億2,420万6,000円を減額ということですけども、これは繰越金を精査しまして一般会計への繰り戻しを行うものでございます。

5款繰越金につきましては、1億2,220万6,000円を増額補正させていただきます。

歳出につきましては、下水道の整備費で給料が140万円の減額、13委託料につきましては東部丘陵部の県委託関係でございます、説明の方を見ていただきたいんですが、単独の汚水雨水管渠工事で2億5,000万円の減額、地域住宅交付金事業で1億5,000万円の増額ということで、差し引き1億円の減額でございます。

管理費につきましては、給料で140万円の減額、それと、修繕料は次亜塩素酸の注入ポンプの修繕絡みですが、80万円ほど増額の補正をさせていただきます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長（倉持悦典君） 説明が終わりました。

これより議案第21号に対する質疑及び意見を行います。

委員の中で質疑があればお願いいたします。

中山委員。

委員（中山栄一君） 下水道事業が繰越明許になって来年度に持ち越されたんですけども、これは丘陵部の今どの辺を工事しているんですか。

それから、あと何年ぐらい下水道の方にかかる予定なんですかね。

委員長（倉持悦典君） 説明をお願いします。

下水道課長（豊島利夫君） 工事部分につきましては、高速道路の西側といいますか、田村集落に近い方の部分の工事を行っております。

下水道については、大分進捗しております、平成24年度には区域内はほぼ完了するというので聞いております。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

委員（中山栄一君） はい。

委員長（倉持悦典君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） もしほかになければ、議案第21号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第21号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第22号について担当課から説明をお願いいたします。

下水道課長（豊島利夫君） 平成20年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ626万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億4,854万8,000円とするものでございます。

4ページを見ていただきたいと思います。

歳入につきましては、3款の繰入金、一般会計の繰入金で5,285万円を、繰越金を精査しまして一般会計繰入金に繰り戻しをするものでございます。

4款繰越金につきましては、5,565万円を増額するものでございます。

6款の県支出金につきましては、先ほど条例の方でもご説明させていただきましたが、農業集落排水事業交付金ということで豊南部地区の18年度事業分と19年度事業分の合わせまして346万円を補正させていただくものでございます。

歳出につきましては、4款の諸支出金の基金費でございます。今年度入ってきます346万円と昨年度入りまして繰入金に入れておりました280万円、合わせまして626万円を基金積み立てするために補正をさせていただくものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

委員長（倉持悦典君） 説明が終わりました。

これより議案第22号に対する質疑及び意見を行います。

坂委員、お願いします。

委員（坂 洋君） これは質疑ではないんですけども、こういうところがあるということを知っておいでもらいたいんですけど、下小目の方の集落で、排水路がありまして、これがなかなか、雑排水も少し流れ込んでいるので少し臭いんですね。で、夏になるとその周辺の人たちが泥をかき上げるんですね、いつも。毎年毎年。

これ、何とかこの排水路をコンクリートにしてもらいたいという要望が前々からありまして、かけ合ったところ、福岡堰の方でかけ合ったんですが、減反政策をきっちりしていない集落はそういう要望は受け入れられないということですね。

で、ここには八つの坪がありまして、具体的には半分、三つか、四つ、減反政策に従わないところがあるんですね。その従わないところがこの排水路の周辺じゃない、遠いところなんですね。現実的に排水路で困っているのは、みんな、減反政策に従っているわけですけども、その一番困っているところはきっちり減反政策を守っているんだけど、守っていない集落は遠いところにある。こういうことで、なかなかせつかく国の政策を守っていながらこの補助を受けられないという状況があります。意見ですけども、そういう状況がありますんで。

だから、減反政策がこれから見直されれば、選択制になればこういうことも解決できるのかなとは思っているんですけども、今のところはこういう状況のところがあるということを知っててもらいたいです。

委員長（倉持悦典君） 今の意見に答弁というところとあれですけども、坂委員、要望でいいですか。部長から何かあれば、一言。

市民経済部長、じゃ、ちょっと。適切にということはないと思うんですけども、ちょっと今の坂委員の意見に答弁いただければ。

市民経済部長（古谷安史君） 排水関係につきましては、今、坂委員おっしゃいましたように、県からの補助とかそういうのが、土地改良区というか、減反ですか、それをなされていないと補助が来ないということで、全部、もしどうしてもという場合は全部地元なり、土地改良区が負担しなくちゃならないことになるんですね。ですから、その辺で土地改良区の方ではちょっとどうかなということで、なかなか採択というか、工事の方もしてくれないということだと思っておりますけれども、その辺についてはですから地元が全部持つような形になりますので、その辺のところ。ただ、今おっしゃいましたように、自分のところではやってるんですけども、先の方がやってないから採択になんないんだということでしょうけれども、その辺は実際難しい。

地元の区長さんなりが申請しても、恐らく採択にならないと思うんですね。ちょっとね、今おっしゃいましたように、来年度あたりからそういったことで政策的に変わってくれば事情が変わるのかなと思いますけれども、今はそういう状況です。すみません。

委員長（倉持悦典君） 坂委員、その排水路ですけれども、いわゆる何種類かあって、小排水路、中排水路とあるんですが、小排水路というと、もし圃場から、田んぼから直接流されている一番狭い小排水路であるとすれば、福岡堰土地改良区の方では、原則、たしか地先管理ということなんですね。小排水路に関しては、だから、中排水路は福岡堰の管理なんですけれども。浚渫に限っては、メーター、たしか500円という補助をつけて、それだけで、あとは地先の人に管理をお願いしたいというのが多分福岡堰の決まりというか、そういう運用されていると思います。

この件に関しては、この議案とまた別なんで、また調べてみますので、よろしく願いします。

ほかに発言はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） では、ほかにご意見がなければ、議案第22号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第22号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成20年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案第23号について担当課の説明を求めます。よろしく願いします。

都市計画課長（大久保明一君） 議案第23号につきましては、部長の方からも説明ありましたように、平成19年度の市営分譲住宅特別会計の繰越金が確定しましたので、これに伴って繰越金を143万円増額し、163万6,000円としまして、一般会計からの繰入金と同額減額をして、最終的な繰入金の総額が945万8,000円とするものであります。よろしく願いいたします。

委員長（倉持悦典君） 説明が終わりました。

これより議案第23号に対する質疑及び意見を行います。

どなたか意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） なければ、議案第23号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第23号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第3号)を議題

といたします。

議案第24号について説明を求めます。

水道課長、お願いいたします。

水道課長(中山和明君) それでは、よろしくをお願いいたします。

議案の第24号でございます。平成20年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

収益的収入及び支出を、それぞれ減額補正をお願いするものでございます。

第2条になります。収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款の水道事業収益、今回補正が4,300万円の減でございます。10億1,057万7,000円に。また、支出につきましては、第1款の水道事業費用でございます。1,906万円の減でございます。10億1,043万5,000円となるものでございます。

内容につきましては、24号の6に移っていただきまして、先ほど部長の方からも概算の説明がございましたが、収益的収入の営業収益の給水収益でございます。4,300万円の減でございます。これは、新料金体制によりまして、検針及び請求方法の統一に伴い、4月から検針の月及び算定方法などの変更によりまして検針が2カ月に1度になり、納付書は2カ月に分けて使用水量を請求することによりまして、1カ月間の料金の徴収が、先ほど部長からもありましたが、ずれまして、例えば伊奈地区でいいますと6月、谷和原地区でいいますと5月の請求が今年度は出ませんので、今年度は11カ月の使用料金の徴収となるものでございまして、4,300万円の減ということでございます。20年1月の広報でもお知らせはしてございますが、そのようなことでございます。

次に、収益的支出でございますが、営業費用の1の原水及び浄水費でございます。1,030万円の減でございます。これは、内訳としましては動力費で30万円の減。これは電気料で、各谷和原地区3カ所、伊奈地区では9カ所の井戸取水の電気料の減でございます。

次に、受水費の1,000万円の減でございますが、これは県西の用水ですね。その用水の費用の減でございます。最近、みらい平につきましても加入者は増えておりますが、メーターの検針見ますと、やっぱり節水している方がいるかと思うんですが、あまりメーターが動かないということで大分減ってございますので、1,000万円の減でございます。

次に、2の配水及び給水費でございます。620万円の減でございます。内容的には、18の委託料で浄配水場の緑地の管理業務の請負差金で50万円の減でございます。また、動力費につきましては290万円の減、これは電気料でございまして、谷和原浄水場、久保浄水場の電気料の減額でございます。

次に、薬品が80万円です。これは、井戸水をくみ上げました滅菌という、その薬品の80万円の減でございます。

次に、量水器の購入費でございまして、これは請負差金でございます。200万円の減。これは8年ごとに交換するわけですが、その量水器の検満の請負差金でございます。

次に、総係費で256万円の減でございますが、これは人事異動によります減でございます。

以上、歳入歳出減額補正でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

委員長(倉持悦典君) ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより議案第24号に対する質疑及び意見を行います。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 直接議案ではないですけれども、節水の傾向だということだけでも、つくばではイーアスという大きなスーパーが地下水を使っているということがわかったんですけれども、つくばみらい市では、とりせんとか、カスミとかは比較的大きな企業ですけれども、市の水道を使っているんですか。

水道課長（中山和明君） 両方とも市の水道でございます。

委員長（倉持悦典君） 中山委員。

委員（中山栄一君） ちょっとお聞きしたかったんですけれども、検針の方法が変わって、今は統一されて2カ月に1回検針をして、納付は毎月分で月1回納めるんでしたっけね。その納付書というのは、1回で2枚、送られるんでしたかね。これは、いろいろこれからコンビニ納付とかで手数料とかかかって、コストの面でも2回に分けるというのは費用がかかると思うんだけど、やっぱり2カ月に1回の検針で2カ月に1回の納付というのは無理が出るんでしょうかね、これね。その辺のコストの面とか、手数料とか考えた場合にはどうなんですかね。

委員長（倉持悦典君） 説明をお願いします。

水道課長（中山和明君） 現在、2カ月に1回検針したものを、それを2分の1にしたものを2カ月分一緒に納付書は送っております。ですから、毎月毎月、納付書を送っているものじゃないんで、まとめて2カ月分を送って、一回に送って、納入は2カ月に分けて納めていただくということでございます。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

委員（中山栄一君） 2カ月に1回の納付というのは、だいぶ無理がありますか。

水道課長（中山和明君） やはり前の谷和原地区では、2カ月検針で1カ月に納めたんですよね、谷和原地区ではね。でも、やはり1カ月ずつ、金額も倍になるもんですから、やはり半分にして2分の1にした方がよろしいかとは思いますが。

委員長（倉持悦典君） いいでしょうか。

委員（中山栄一君） はい。

委員長（倉持悦典君） ほかにどなたか。

堤委員。

委員（堤 實君） この薬はどのようなもので、どの程度使っていた、この80万円というのは、何を使う、全然わからないもので、教えてください。

委員長（倉持悦典君） 説明をお願いします。

水道課長（中山和明君） 県水からの水はこの滅菌は通さないんですよ、もう通してあるもんですから。井戸水をくんだ方の水のみを、この滅菌という液で処理するんですけれども、消毒するわけなんですけれども、久保浄水場につきましては、水が入ってきた後、後でもまた滅菌したり、谷和原浄水場では、入ってきたときだけ滅菌したりということで、あくまでも井戸水、取水だけの水を消毒するというところでやっております。

委員（堤 實君） 滅菌の内容は何ですか。どういう薬使っているのですか。

水道課長（中山和明君） 次亜塩素酸ソーダというものなんですよね。滅菌、漂白剤みたいなものなんですけれども。

委員（堤 實君） 80万円という相当量があるんですか。量も相当使うわけですか。

水道課長（中山和明君） キロ41円です。それが、久保浄水場につきましては8万

4,000キ口使います。谷和原浄水場につきましては、10万2,000キ口、年間使っております。

委員長（倉持悦典君） 堤委員、いいでしょうか。

委員（堤 實君） わかりました。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

ほかにどなたかご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） ほかになければ、議案第24号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第24号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第34号について担当課長から説明をお願いいたします。

建設課長（高田守康君） それでは、議案第34号 市道路線の認定についてということで、先ほど部長の方からもありましたけれども、今回は51路線、そのうちの25号までが、谷原西部地区区画整理事業ですか、その中の路線関係でございます。それから、26号以降につきましては、民間開発業者が開発した道路の寄附の受け入れということで、今回、認定ということでお願いしてあります。

議案書もあれなんですけれども、「路線の認定調書」ということで委員さんの方にもいっているかと思うんですけれども、その中に、概略図ですけれども、開いていただきますと地図ですが、こういう形で入っておりますので、確認していただければ。

簡単ですが、以上です。

委員長（倉持悦典君） 以上で、説明が終わりました。

これより議案第34号に対する質疑及び意見を行います。

意見はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） なければ、議案第34号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

建設課長の説明をお願いいたします。

建設課長（高田守康君） それでは、議案第35号につきまして市道の廃止ということで、廃止は22路線で、同じく廃止の方の調書を見ていただければ。

それで、これも谷原西部地区の区画整理によりまして、用途の廃止に伴い市道の廃止ということで今回上げてありますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより議案第35号に対する質疑及び意見を行います。

岡田委員。

委員（岡田伊生君） 直接的な質問ではないんですけれども、認定と廃止ということで、総延長ってどのくらいなのでしょうかね。旧伊奈町時代も大分全国的にも、あの当時は町道ですけれども、町道の延長距離が長いので、これからいろいろな問題として、道路整備はもちろんですけれども、そういった管理費を考えたときに、なかなかそれをどうこうしろというのは難しい問題ですけれども、基本的な考え方としてその総延長って今どのくらいなのか、まずそれを、つくばみらい市で。

今、わからないですか。後で結構です。

建設課長（高田守康君） 今はちょっと無理です。

委員（岡田伊生君） というのは、やはりこれから財政厳しい中、それじゃなくても大分各地区から道路の整備要請というか、そういう問題は出てきていると思うんですよね。そういうことを考えると……。だからといってそれをカットするというわけにもいかないわけですけれども、今後の課題としてどうしたらいいのかという一つの問題もあろうかなと思ったもので、ちょっと聞いただけで、後でよろしく願いいたします。

委員長（倉持悦典君） では、この件に関しては、後でその数字は岡田委員の方にお願
いいたします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） もしなければ、議案第35号に対する質疑及び意見は以上で終了
いたします。

これより採決に入ります。

議案第35号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されま
した。

次に、議案第16号 平成20年度つくばみらい市一般会計補正予算（第6号）の経済常任
委員会所管部分を議題といたします。

議案第16号について、それぞれの担当課からの説明をお願いいたします。

順番はどうしましょう。

じゃ、農政課、坂田課長、よろしく願いいたします。

農政課長（坂田 宏君） それでは、農政課より今回の補正についてご説明申し上げま
す。

まず、歳入ですけれども、ページ数が12ページをお開き願いたいと思います。

中段の県支出金、2項の県補助金ということで、4目農林水産業費県補助金、2節農林
業振興費補助金ということで275万7,000円、先ほど部長がおっしゃった額ですけれども、
内訳については5本立てになっております。

まず、第1に、農業プラスチック適正処理推進協議会設置事業費補助金5万円の減とな
っております。これは、県の方の事情によりまして、少額補助金について見直した結果、

回答がゼロになったということでございます。

それから、2番目の担い手農地利用集積促進事業補助金、これは2分の1の県費の補助金です。これが農協で面積が確定をいたしましたので、今回、その面積に合う金額を減額するものでございます。減額が、118万4,000円のマイナスということでございます。

続きまして、3番目、茨城農業改革推進総合対策事業費補助金、これは県費の2分の1ですが、山王新田の方からの当初要望があったんですが、昨年の原油の高騰、それから資材等の高騰ですね、設備投資の意味がないということで補助金の取り下げ依頼がございました。それによる減額でございます。100万6,000円です。

それから、買ってもらえる米づくり条件整備補助金、これは3分の1の県費の補助金でございます。これについては、農協さんが通常の消毒、薬剤を使った消毒にかわる米の種の消毒。それを、今度はお湯を温めて消毒するという機械を導入するというものの補助金でございます。3分の1県費がつきましたので、計上させていただきました。市は全然つけませんので、この額がそっくりJA茨城みなみに流れていくということでございます。

最後になりますが、身近なみどり整備推進事業補助金、これは県費の100%の補助でございます。皆さん、既にご承知のように、昨年4月から森林湖沼環境税が導入になっております。その観点から、きょうは副市長もおられるんですが、再三再四にわたって12月に県からお願いされました。今回、歳入を受けて、西楯戸の農村公園を整備すると。歳出の方で詳しく説明したいと思います。これが、40万円の100%の県費の補助金です。

続きまして、14ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

14ページが一番頭ですが、20款諸収入、3項貸付金元利収入、2目の農林水産業費貸付金元利収入、1節花卉優良種苗導入資金貸付金の元利収入99万8,000円の減でございます。これは、花卉優良種苗導入資金の借入金の減額ということで計上いたしました。

歳入については、以上で終了させていただきます。

これから歳出に移らせていただきます。

20ページを開いていただけますか。よろしいでしょうか。

中段です。5款、1項、3目農業振興費ということで、19の負担金補助及び交付金、補助金でございますが、459万7,000円増額をさせていただきました。これは、先ほど歳入でも申し上げたとおり、温湯消毒機械、農協さんですね、この導入、県費の補助金なんですが、これを導入しますので、これが確定したということで、歳出をそっくり県費を受けて流すということでございます。

続きまして、28節繰出金5,285万円の減額でございます。これは、農業集落排水事業の特別会計の繰出金の減額でございます。

続きまして、次ページをお開きお願いいたします。

一番上からずっときますので、よろしく願います。4目の畜産振興費、負補交の2万4,000円の減額と。これは、県南の地域畜産振興協議会負担金、これは解散になりました。で、2万4,000円の減額ということでございます。

5目園芸振興費、同じく負補交の補助金、これは二つございます。先ほど言いました農業用プラスチック適正処理推進協議会設置事業補助金、これが解散になりましたので、5万円の減額と。それから、2段目として、茨城農業改革推進総合対策事業補助金でございますが、先ほど歳入でも申しましたとおり、資材等の高騰、原油の高騰で設備投資が向かないということで取りやめになってございます。そのための100万6,000円の減額ござい

ます。

それから、節21貸付金ということで、先ほど歳入で99万8,000円減額になっておりますけれども、貸付金も同じく100万円の減と。通常500万円借りていたんですが、今年は400万円ということで100万円の減になってございます。

続きまして、6目水田農業構造改革対策費、同じく負補交ですが、マイナスの236万6,000円。担い手農地利用集積促進事業費補助金ということで、これは歳入は県費が2分の1、あとの2分の1は市で出すと。これも、面積の確定によりまして減額となります。

続きまして、10目土地改良事業費、17節公有財産購入費、マイナスの824万3,000円。谷原西部創設用地の用地費ということで、前回、12月もお話しましたとおり、幼保一体型の幼稚園に変更になりましたので、その上の一般道の部分ですね、これが県が先行先買いするというので決定をいたしましたので、このたび減額をいたしました。

続きまして、19の負補交ですが、340万2,000円減額になります。二つほどあるんですが、県営の地盤沈下対策事業負担金が220万円の減になります。

ちょっと説明をしたいと思います。これは、鐘打落排水路、成瀬のところですね。それと、山谷用水路、それから寺下用水路、この三つで工事を行ったわけですが、施工方法等の変更によりまして安くできたということで土木事務所より通知がありましたので、減額するものでございます。

それから、谷原西部地区ほ場整備事業産廃処理負担金、これは旧谷和原の議員さんはよくご存じかと思っておりますけれども、上小目集落、そこに畑をつくったんですけれども、ちょうど上小目宅地後ろ、北側になりますね。そこに、当初、谷和原時代に村道あったんですが、それをまくって田んぼ入れてくれと、ぬかっているから。で、埋めたものなんですけど、このたびの基盤整備でそれが出てきたということで、当初、私も立ち会ったんですが、試掘したとき立ち会ったんですけれども、結構多いだろうということで見積もったんですが、それが半分になったということで、120万2,000円の減額でございます。

ちなみに、谷原西部については、3月の中旬をもって完了となります。

それから、12目地籍調査費ということで、8節の報償費26万1,000円の減となります。これは推進委員の報償費ですが、その報償費が余ったということでございます。

それから、13番の委託料、二つあるんですけれども、地籍調査測量業務委託料、これは国費と県費の補助分でございます。起工額と入札の差金ということでございます。それから、区域外外周確定測量業務委託料、すみません、申しおくれましたが、この二つとも高岡地区です、旧伊奈町の。こちらは市単なんですけれども、中核が国と県で測量業務やりました、補助で。周りの外周が市単ということです。これについても、起工額と業務委託契約の入札額の差金でございます。合計で512万6,000円、委託料が減になります。

それから、その次のページですけれども、下の段です。同じく19負担金補助及び交付金8,000円の減でございます。これは、負担金が8,000円減ったという通知がまいりましたので、減額するものでございます。

一番最後になりますけど、2項林業費、1目林業振興費ということで、先ほど歳入で申しました40万円の使い道でございます。13の委託料で40万円計上いたしました。身近なみどり整備推進事業ということで、これは旧谷和原地区の西櫓戸の農村公園。私がいるときですから、合併前ですね、1年前、公園の遊具が傷んでいましたので、鉄棒だけ残し、全部撤去しました。お金がないということで地区から要望あったんですが、遊具については全

然入らなかったという経過がございます。そこを、このたび県の100%事業で、ツツジ等の植え込みと、それからベンチ、木製のベンチですね、いすと。ちょっと高いんですが、それと木製の看板、ちょっとしゃれたものを入れようかなと。今回認定をしていただければすぐに工事に、工事といいますが、発注をして設置をしたいと。で、地元の方が持っておりますので、もうお話しはついておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

委員長（倉持悦典君） ただいま農政課長の坂田課長からの説明が終わりました。

次に、産業政策課、木村課長お願いします。

産業政策課長（木村明夫君） それでは、産業政策課の方は議案第16号の22ページです。

先ほどの農林水産業費の次に当たりますが、6款の商工費、私どもの方は今回補正予算はすべて減額補正でございますが、商工費を今回2,343万4,000円。このうち、職員給料等でございますが、7の賃金それから役務費は、工業系の企業誘致の関係で、事務をとるための非常勤の職員を雇いまして、その作業を大分短く済ましたというところで、その差額、役務費につきましては郵送料の差額を減額の補正をさせていただいたところでございます。

それから、19の負担金補助及び交付金でございますが、これは中小企業の信用保証料の補給金の補助金を減額するものでございます。2,000万円、大変大きい額ですけれども、もともと予算上では3,630万8,000円ございました。半分以上は実は減額したということですが、この原因ですけれども、一つは融資、自治金融及び振興金融の融資の申し込みが少なかったと。昨年度いっぱい、1年間の、平成19年度ですけれども、枠で7億2,950万円ほど融資しておりましたが、今年度、現在までのところ4億3,500万円、相当、2億5,000万円ほど落ち込んでいるという数字でございます。その関係から保証料の補給金も少なくなっていると。

もう一つの原因は、今までその保証料の補給金につきましては、毎年度繰り越しでためていた分もでございます。それらも加わりまして、今回2,000万円ほど補正をすることができたということでございます。

そして、もう一つ、ここで問題なのが、何で少なかったというところが当然来ると思うんですけれども、これにつきましては、昨年10月から国がセーフティネットの貸付枠を2兆円ほど大きな枠を設けました。そちらをまず最初に使うということで、そちらに大分流れております。その関係で、それを認めるための保証枠の件数が昨年度までは20件だったものが今年は150件、この間の一般質問でもお答えしたかと思っておりますけれども、150件を超えるような申し込みが来ているということで、セーフティネット、それから県の緊急融資額の方に大分流れたというのも原因の一つにあるのかなと考えております。

そういうことから、今回、中小企業の保証料の補給金を2,000万円ほど減額させていただいたということでございます。

以上、商工振興費の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長（倉持悦典君） ご苦労さまでした。

次に、建設課長お願いします。

建設課長（高田守康君） それでは、同じく22ページの一番下の段になりますけれども、7款の土木費で2項道路橋りょう費、17節の公有財産購入費2,326万4,000円の減額でございます。内訳につきましては、説明の欄にありますますが、単独の方、369万3,000円ですが、

これにつきまして、谷井田地区の将監新田、中通川に沿って道路があるんですけれども、その買収等でございます。

それから、国補事業でございますけれども、2,695万7,000円の減額。これにつきましては、小張バイパスですか、みらい平から小張の信号のところまでのラインでございますけれども、今回、地権者の中に代替地を求め方がありまして、折衝したんですけれども、代替地の候補地が農用地ということでございまして、農振除外を経なければならぬということで、農振除外の方が来年、22年4月以降にならないと審議されないという状況でございましたので、今回、減額ということになりました。

続きまして、次のページですけれども、22節の補償金につきましてもマイナスの1,266万4,000円でございます。これも、工作物等の移転補償ということで、単独につきましては485万2,000円の増で、市道の175号線、小張小学校の、前年度も拡幅したんですけれども、台通用水に通じる道路の拡幅の移転補償で、それと電柱の移転なんかもありまして、今回485万2,000円。

続きまして、国補の方でございますけれども、マイナスの1,684万4,000円につきましては、前のページでご説明申し上げましたけれども、小張バイパスの工作物の移転が先ほどの代替地の絡みもありまして契約に至らなかったということで、今回こういう形の減額でございます。

それから、マイナスの67万2,000円につきましては、田村地区の道路拡幅の買収ですか、測量ですか、それに伴っての立ち会い等ということで予算計上してあったんですけれども、今回こういう形で減額ということでございます。

続きまして、4目の橋りょう維持費でございますけれども、1,574万3,000円の減額。これは、伊奈新橋の工事負担金の減額です。事業費が確定したということで、こういう数字になりました。

簡単ですが、以上です。

委員長（倉持悦典君） ご苦労さまでした。

次に、都市計画課、大久保課長お願いします。

都市計画課長（大久保明一君） 都市計画課の方は、建設課の下のページになります。下というか、枠の下ですね、23ページからになります。

1目の都市計画総務費ですが、こちらにつきましては、節1の報酬は都市計画審議会ほか、四つの審議会委員会がありますが、当初予定していました開催回数が、まだ開かれていないもの、あるいは各審議会委員会の欠席者分等を精査しまして、総体で43万8,000円減額をお願いするものです。

それから、13の委託料ですが、こちらにつきましては、それぞれの事業につきまして請負の差金が生じたので、減額をお願いするもので、都市計画マスタープラン作成、基本図作成、道路体系整備計画書につきましては継続費ですので、前の6ページのところに継続費補正ということで詳細をのせてございますので、一緒にごらんいただければと思います。

それから、区域指定申出図書作成業務ですが、こちらについては、今年度については資料の収集、それから関係機関との調整を行っておりまして、調査用の地図を4万2,000円で作成したもので、残り420万円を減額して、平成21年度の新年度予算に新たに区域指定の申出図書作成につきましては予算計上をお願いしたところでございます。

それから、2目の公園費につきましては、公園の施設維持管理委託の請負差金が生じたので、100万円を減額するものです。

それから、1目の住宅管理費については、先ほど特別会計でお話しましたように、一般会計から特別会計への繰出金を143万円減額するものであります。

よろしく申し上げます。

委員長（倉持悦典君） 特定事業推進課長、よろしくお願いいいたします。

特定事業推進課長（中泉次男君） 特定事業推進課におきましては、すべて減額の補正です。

恐れ入ります、12ページからお願いいいたします。

歳入の方で、15の県支出金の6目土木費県補助金の中で、一番下ですが、マイナスの155万円とございますが、これは合併支援事業道路整備補助金でございます。この補助金は、東櫛戸台線、それから豊体横町下宿線の合併特例債事業、この2路線に該当する補助金です。合併特例債の償還金、それと合併特例債以外の、いわゆる5%分の一般財源、これについて補助される補助金でございます。ちなみに、20年度の補助金は、18年度、それから19年度の実績に応じて決定されるものであります。19年度事業費に一部繰り越しが発生したために補助金も減額となったものでございます。

それから、その下の16の財産収入でございますが、2目の利子及び配当金の中で、説明の欄の中で上から3番目、マイナスの9万2,000円とございますが、まちづくり基金の預金利子でございます。これは、利子が確定したことによる補正でございます。

次、14ページお願いいいたします。

14ページの市債、一番下です。合併特例債、その中に都市計画道路東櫛戸台線マイナスの2,670万円と、一つ置いて下の（仮称）豊体横町下宿線マイナスの1,240万円、合わせて3,910万円の減でございますが、先ほども申し上げましたように、合併特例債事業は特例債が95%、一般財源が5%で行います。事業費そのものを歳出の方で減額しておりますので、内容については歳出の方で説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、22ページお願いいいたします。

一番下、土木費の道路新設改良費、13の委託料4,120万円の減でございます。これが、先ほど申し上げました合併特例債の委託料でございます。これは、合併特例債事業は用地買収以外はすべて茨城県の方に委託となっておりますので、委託費として計上させていただいております。

内訳は、東櫛戸台線が2,810万円の減です。内容につきましては、19年度完成予定の詳細設計が翌年度に繰り越しとなったため、予算算定時には用地測量の規模が確定せず、結果、縮小となり、減額するものでございます。豊体横町下宿線につきましては、1,310万円の減でございます。これは、地権者の意向によりまして稲刈り後の契約となったために、地盤改良工事が当初予定よりも短くなったことによる減でございます。

続きまして、次の24ページお願いいいたします。

都市計画費の4目つくばエクスプレス推進費でございます。この中の負担金でございますが、24万円。これは、総会で負担金の額が決定されたことによる減額でございます。

最後ですが、27ページお願いいいたします。

諸支出金の基金費です。先ほど歳入でもご説明させていただきましたけれども、一番上の欄のまちづくり基金利子積立ということで、利子が確定されたものによる減額ござい

ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（倉持悦典君） ご苦労さまでした。

これで、経済常任委員……。

〔「もう一つ」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） もう一つ。ごめんなさい。

下水道課長、よろしくお願いいたします。

下水道課長（豊島利夫君） それでは、下水道課の所管する一般会計の補正についてご説明申し上げます。

歳入の部で、まず、議案第16号の11ページをごらんいただきたいと思います。

14款国庫支出金の2目衛生費国庫補助金、こちらで206万4,000円の減額でございます。これは、合併浄化槽の設置の補助事業でございます。平成20年度分の補助が確定しましたので、減額を行うものでございます。

次に、12ページの15款県支出金の中の3目衛生費県補助金、2節の清掃費補助金、こちらにも合併浄化槽の絡みですが、356万8,000円の減額をさせていただきます。

続いて、20ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費の3目生活排水対策費、こちらが支出の部でございます。合併浄化槽の補助ですけれども、当初予算では38基ございましたが、実質24基に対しての補助を行いました。それで、実際支払い額は886万6,000円ですが、当初予算からして752万4,000円を減額させていただくものでございます。

その下の5款農林水産業費の3目農業振興費の下の28節繰出金ですが、先ほど農業集落排水の特別会計の方でご説明いたしましたが、5,285万円の繰出金の減額でございます。

続いて、24ページをごらんいただきたいと思います。

7款土木費で3目下水道費、こちら先ほど公共下水の特会の方でご説明申し上げましたけれども、1億2,420万6,000円の繰出金の減額でございます。以上でございます。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

以上で、説明が終わりました。

これより議案第16号に対する質疑及び意見を行います。

どなたか。

じゃ、坂委員、お願いします。

委員（坂 洋君） 坂田課長に教えていただきたいんですが、買ってもらえる米づくり条件整備ということで、これの助成金の内容はわかったんですけども、助成金の受け方というのはどういうふうになるんでしょうか。

委員長（倉持悦典君） 坂田課長、お願いします。

農政課長（坂田 宏君） まず、茨城みなみ農協から市役所の農政課に上がってきます。農政課は、それを受けて県の方に申請をします。で、基本は3分の1の補助でございます。できれば本当は市サイドでもつきたいんですが、昨今の非常に厳しい情勢から使えなかった。総額が1,876万8,750円です。県費が459万7,000円、JA負担が1,417万1,750円ということです。

内容は、もう一度申しますと、茨城みなみ農業協同組合が、特別栽培米を取り組むに当たって現在の農薬、薬剤ですね、消毒薬剤を温湯消毒、お湯で消毒すると、薬剤を使いま

せんと。それに移行するための専用機械、温湯消毒機械等を導入するための補助金でございます。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

坂委員。

委員（坂 洋君） このさまざまな補助金があると思うんですけども、これは国の減反政策に従わない農家も同じなんでしょうか。

委員長（倉持悦典君） 坂田課長。

農政課長（坂田 宏君） それは、生産調整に対する一般的な補助ですね。

委員（坂 洋君） はい。

農政課長（坂田 宏君） 国費と県費、また市単を入れて。補助については、今、認定農家、エコファーマー等を中心に補助を組んでおるんですが、減反に参画をしている農家、100%やっている農家については補助を出しています。

委員（坂 洋君） それ以外はだめですか。

農政課長（坂田 宏君） もちろん減反やなくて補助をくれといっても、例えばさっきの坂委員おっしゃった排水関係もございますけれども、基本的にはやっぱり減反をやっていただくということが原則になっておりますので、補助については減反をやらないとほとんどつかないのが現状です。

委員長（倉持悦典君） 以上でいいでしょうか。

ほかに。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 22ページの林業振興費ですけども、県の環境税を財源にした委託事業で身近なみどり整備推進事業というの、調査不足で申しわけないんですけども、どういうものが該当して、今年度だけの補正で持続をするものなのかどうか、大変勉強不足ですみませんが、教えてください。

委員長（倉持悦典君） 坂田課長。

農政課長（坂田 宏君） 委員もご存じだと思うんですが、昨年4月から湖沼環境税に伴う森林整備をしましょうということが茨城県でもやっているわけですけども、私、さっきちょっとお話をしたんですが、12月に再三再四要請があったと。本当は受けなくなかったんです、私は。ただし、県では絶対やってくれと。やっていないのが守谷とうちの方だけだよというお話で、守谷に確認したら、うちの方はまだ来ていませんよと。そういうことで話し合っていたら、守谷にも来たと。つくばみらい市やるのかと言われて、何回も来てっからやるしかねえだろうと。じゃ、どこやりますかと。

で、もう時間ないですから、さっきも話したとおり、氏子の代表の方にはお願いをして、よろしいですかと。で、東・西櫛戸、集落で管理しているもんですから、あそこの公園ですね、木を切ったり。見に行ったら木も切っていましたし、前はうっそうとしていたんですね、日も差さなくて。で、たしか八幡神社と思ったんですが、それも新しくして、その後も大きい樺を切っているんですね、3本ぐらい。そのちょうど築山になっているもんですから、そこにサツキもしくはツツジを植えて、あと、その周りに、おばちゃんたちが清掃やってるんですね、あそこ、西櫛戸の農村公園。鉄棒1個しかありませんけれども、今、ベンチでも置いて、おばちゃんたちのお茶飲むのもいいだろうと。集落にお願いしましたら、じゃ、それを受けましょうと、議会通りましたらお願いしますというお話してい

たんですが、そういう現状になっております。

事業内容いいますと、山林の下草刈り、間引き、枝おろし、これもできます。21年度の事業についてはそれが入っていますので、新年度の予算については後ほどご説明したいと思います。

委員長（倉持悦典君） 坂田課長。

農政課長（坂田 宏君） もう一ついいですか。

今年だけじゃなくて、これ、継続的にずっとやっていく事業です。恐らく5年周期で切られるんじゃないかと思えますけれども、100%補助ですから。

委員長（倉持悦典君） では、ほかに。

中山委員。

委員（中山栄一君） 木村課長に伺いたいんですけども、中小企業の信用保証料が2,000万円ほど減額してあるんですけども、先ほどの説明では申込者も少ないということですけども、国、県の緊急対策等に流れたこともあるんだろうけれども、自治金融あたりでもなかなか申し込んで借りられないというか、そういう話もあるようなんですけども、銀行の貸し渋りとか、やっぱり保証協会も大分保証料も前年比オーバーしているということで、保証協会あたりも相当厳しいという、そんな現実はやっぱりある、それが原因で申込者がそういう話を聞いて減ったとかということなんですかね。そうとも限らないですかね。いかがなんですか、その辺は。

委員長（倉持悦典君） 木村課長。

産業政策課長（木村明夫君） 公にどうのこうのということは実は出ていないものから何とも言い切れないんですが、ただ、先ほど去年の数字を申し上げましたけれども、昨年度で、例えば国のセーフティネットに流れているのも間違いじゃないだろうと思いますが、去年の4月から10月ぐらいまでの数字を見ても、やっぱり落ち込んでいるのは確かです。そういうことから考えるといろいろなことが考えられるのかなとは私どもも思いますが、実際にそこでどういう、銀行さんと保証協会の方でどういう……。保証協会の方は、まず私どもの方を通ったものしか保証協会にはまいませんので、その前に受け付けになっております銀行さんの方でどういう指導をしているのかというところが一番問題になるのかなとは考えておりますが、私どもの方では、銀行さんの方には貸し渋りであるとか、そういうものは絶対ないようにと、なるべく大きな枠で受け取ってほしいということで指導はさせていただいております。毎月1回、審査がございますので、そういう話はその都度、銀行さんには差し上げているところでございます。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

委員（中山栄一君） はい。

委員長（倉持悦典君） 次に、岡田委員。

委員（岡田伊生君） 2点ほど、21ページの地籍調査の件ですが、私、委託料で見積もり差額というか、差額で減額になったということなんでしょうか。それとも、事業が縮小したというか、ちょっとその辺聞き逃しちゃったんで、お願いいたします。

それと、今後の旧伊奈地区の状況下の中でどのぐらい、スタートしたばかりですけども、この地籍調査がね。先はまだまだ長いんでしょうけれども、目標的なものがあるのかどうか。

それと、土木の方で、小張バイパスが地権者が代替地を求めているということで当然お

くれたということなんでしょうけれども、当初23年でしたかな、計画が。これも当然おくれるわけですが、これはもうちょっと何か回避はできなかったのか。今さら言ってもしょうがないんですけれども、代替地ということで対応の仕方はやはりそれしかなかったんでしょうか。なかったんでしょうかといえば、当然そういうことで答えを出したんだと思うんですけれども、どんどん道路……。駅はできました、アクセス道路がなかなかつながらないというような一つのあれがあるわけですが、その辺の方法といたしますが、今後はその1件だけなのか。その辺もひとつお願いいたします。

委員長（倉持悦典君） 坂田課長からお願いします。

農政課長（坂田 宏君） じゃ、農政課所管の地籍調査費から説明を申し上げます。

先ほども申したんですが、これは起工額と、それから入札の札入れの差金でございます、両方とも。

で、何年かかるんだろうというお話ですが、昨年、作成されました市の総合計画、あそこで約2,600町という数字がのっていると思うんですが、大体1年30町です。私、死んでも終わらないですね、当然。先はちょっと見えません。だんだんお金が減っていますので、国のお金も県も減っていますので、市も減っていますので、なかなか何年かかるかと言われてもちょっと想定がつかねます。

委員長（倉持悦典君） 建設課長、高田課長、よろしくお願いします。

建設課長（高田守康君） 市の土地や何かもあっせんしたんですけれども、やっぱり代替地ということで、自分で候補地何カ所か当たって、ここがいいと希望したところが農用地で農振除外を経ないとということで、現況はそういうことです。

それから、小張バイパスで、現在のところ、その絡みもあるんですけれども、4件ほど未契約というか、その中には相続が発生していて、相続がスムーズにいかないというようなものの中には含まれています。

委員長（倉持悦典君） いいですか。

岡田委員。

委員（岡田伊生君） 確かに地籍調査についてはなかなか先は見えないというのはわかるんですが、一つあるのは、それぞれの地区にあるでしょうけれども、道路の境界問題で、私の土地同士でというか、境界問題で結構トラブっているのが多いんですよ。かといって、そのトラブっている部分を先にというわけにもいかないのしょうけれども、そう課長が言われるようにその先はないといえはないのかもしれないんですが、十分これは計画を立ててやってらっしゃるんでしょうけれども、ただ、今言いましたように、結構トラブルも、代が今度かわりましてどんどん難しくなっているということがありますので、何らかのいい対策があったらまた検討を願えればと思っております。以上です。

委員長（倉持悦典君） それだけでいいですか。

ほかに。

じゃ、堤委員。

委員（堤 實君） 坂田課長、先ほどの畜産振興の件で、解散されてこの2万4,000円が……。解散されたということですが、関連なんですけれども、市内には畜産農家というのは大体どの程度あるわけですか。

農政課長（坂田 宏君） つくばみらい市ですか。

委員（堤 實君） そうです。

農政課長（坂田 宏君） 酪農家が5件ですね。うち1件が旧伊奈町、4件が旧谷和原村です。養豚は1件です。

委員（堤 實君） 養豚は1件。

農政課長（坂田 宏君） はい。養鶏が一件で、4万5,000羽ぐらい、たしか飼っていますね。

委員（堤 實君） トータルで5件ですか。

農政課長（坂田 宏君） 牛が、酪農が5件。で、養豚が1件、これは旧谷和原です、日川です。あと、養鶏が大きいのでは1件ですね。

委員（堤 實君） なるほどね。トータルで7件ということですね。

農政課長（坂田 宏君） はい。私が勤めたころとは3分の1になっていますね。

委員長（倉持悦典君） いいでしょうか。

ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） では、ほかになければ、議案第16号に対する質疑及び意見は以上で終了します。

なお、この案件に対しては採決は本会議場の方でしますので、ここでは行いません。

続いて、請願に入ります。

請願第1号（仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する請願書を審査いたします。

なお、職員の方々はどうぞご苦労さまでした。これ以降は委員のみで審査いたしますのじゃ、請願の審査に入る前に、暫時休憩を10分間、ここの時計で15分までお願いいたします。

午後3時06分休憩

午後3時16分開議

委員長（倉持悦典君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願第1号（仮称）県南広域道路「高岡藤代線バイパス延伸線」の整備促進に関する請願書を審査します。

なお、この請願に関しては、紹介議員の堤委員と中山委員がここにいらっしゃいますけれども、内容に関しては、もう皆さん、熟知していると思いますし、経済委員会で取り上げようというような形のものであったので、ここで皆さんの採決に即入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 請願に反対するものではないですけれども、署名活動が行われていて、そういう中で、もっと生活道路とか、今、大変危険な道路とか、そういうところの整備を早めに県に要求すべきじゃないかというような意見があったりしました。そういうこともあって、反対はしませんけれども、そういう意見もあるということね。

それから、近隣の接続するところの龍ヶ崎市とか、あと取手市ですか、そういうところとの協議のこともあるし、非常に難しいんだと思うので、長期的にはこの構想を実現してほしいというのはわかるんだけど、大変厳しい要求になるのかなと思っています。

委員長（倉持悦典君） 今の古川委員のご意見、もっともだと思います。なかなか先月

も県の方に6号線バイパス、牛久の市長さんたちと一緒にりましたが、かなり財政厳しい厳しいという話だけ聞いてきましたんで、全くそのとおりだと思いますけれども、アクション起こせば少しは効果あるんじゃないかということで、皆さんのご努力いただいたわけですので、ぜひこの請願、採択したいと思いますが、どうか皆さんの賛同を得たいと思います。

じゃ、この請願を採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（倉持悦典君） 全員挙手です。では、この請願第1号に関しては全員賛成で採択することに決しました。

続いて、その他の件ですが、陳情が出ております。陳情第1号 常総広域市町村圏事務組合の第三次焼却炉更新に当たり現行機種の基幹改良について責任ある積算金額を求める陳情を議題といたします。

なお、この陳情は平成21年2月23日付でつくばみらい市伊奈東34-270、山田 稔氏より議長あてに提出されております。陳情の内容につきましては、お配りしてあります陳情書のとおりです。必要と認めるものについては議員発議で提案したいと思いますので、委員の皆さんのご意見を求めます。

それから、本日付で経済委員会に対し、山田 稔氏から要望と申しますか、書類が出ています。読み上げてみます。「私は、今議会に陳情を提出しましたが、僭越ながら補足的意見陳述の機会がいただければ幸いに存じます。よろしくご検討のほどお願い申し上げます」という要望と申しますか、書類で提出されております。これに関して、委員の皆さんのご意見を賜りたいと思います。

古川委員。

委員（古川よし枝君） 本人もいらっしゃるし、そういう機会があってもいいんじゃないでしょうかと思います。

委員長（倉持悦典君） ほかに。

岡田委員。

委員（岡田伊生君） 陳情書は、これで出ているわけでしょう。

委員長（倉持悦典君） そうです。補足をしたいということ。

委員（岡田伊生君） これ、随分資料もあるから別に問題ない。陳情、採決するのですか。

委員長（倉持悦典君） いや、するか、しないかも、ここで皆さんの意見で決まるということなんで。

廣瀬委員。

委員（廣瀬 満君） この問題は、つくばみらい市の議会でも取り上げる必要はないと思うんですよ。常総広域事務組合の議員としてうちの方からも代表で行っているわけですから、この問題に関しては常総地方広域市町村圏事務組合の中で検討するべきだと思います。

委員長（倉持悦典君） 古川委員。

委員（古川よし枝君） 私は、この間、常総環境の組合のこの問題について、議会でも組合の議員からいろいろ情報を提供されて、大変重要な問題になっているわけですよ。だから、私は、これも付託という形ではないのかな、付託ではないんだっけ。

委員長（倉持悦典君） 違います。

委員（古川よし枝君） じゃないんですね。しかし、こちらに振られたわけですので、ぜひこの機会に陳情者の意見を聞いて、今後議会としても対応が迫られるわけですよ。ですから、そういう参考にもなるし、なるだけ私は、陳情者が言っているように大もとからこの焼却施設の問題というのは問題があったと思うんですね。そういう点ではやっぱり、今、財政難だしということも含め、それから、安全な施設としても最後まで追及すべきだと思うので、ぜひ補足するところがあればお話を伺っておきたいなと思っています。

委員長（倉持悦典君） ほかに。

中山委員。

委員（中山栄一君） まず、この陳情の点ですけれども、私は、ごみ処理施設というのは、もちろん常総広域の議会があって、議会の中でずっと審議をされてきて、それで経過として今の段階に来ていると。そういう中で、キルン式のガス化溶融炉についても再度コンサルで検討して、その結果を3月末に出すと。それで最終的な結論を出すというような方向になると思うんです。

そういう順序を踏まえてやっている中で、意見としていろいろな各議会からも意見が出されましたけれども、組合というのはやっぱり組合の議会が優先されるもんだと思うし、そういう中で議員の3人の皆さんにも値段の面とか何かで意見もいろいろ出していただいていると。そういう状況だと思うんで、もちろんだれしもこれは陳情についてもわかりますし、これは陳情として預かるということで、私は、それ以上はなくていいんじゃないかと、そういうふうに感じます。

委員長（倉持悦典君） ありがとうございます。

坂委員、お願いします。

委員（坂 洋君） この陳情を委員会として取り上げるか、取り上げないかの問題ですよ。私も、その組合議会に任せるべきだと思っているんですね。もしです、万が一ですよ、契約が、これは白紙撤回にもっていくことを前提とした陳情ですよ。いろいろな、同時に違約金を幾らなのかということをも求める陳情を出すとなると、やっぱり私たちが採決下すことは混乱をさせると思うんですね。やっぱり組合議会の意思を尊重する方向でやっていくべきだと思います。

委員長（倉持悦典君） ほかに。

委員（廣瀬 満君） いいですか。

委員長（倉持悦典君） 廣瀬委員。

委員（廣瀬 満君） この問題で、さっきここで取り上げる必要はないと言ったわけですけれども、要するにあの議会の中で、先般、議決しているわけですよ。で、それをどういう形になるか知らないけれども、違約金とか、それというのは、要するに相手との、契約した相手側からの請求になってくると思うんですね。それ、下げてくれればそれは助かるわけですから、それはやっぱり組合の中で検討すべきだと思うんですよ。要するに、向こうのメーカーだって、最終的には違約金どのくらい出してくれと、撤退するのにはね。それはどういう積算してくるかわかんないし、最終的にはそうすると今度は裁判までに発展しちゃう場合があるんだよね。だから、その辺なんですよ。

だから、最終的にメーカーがどんだけ、当初の契約金、あれより下げてくれるか。また、機種ですか、それを変更してやってくれるのか、その辺が結果出ないと、我々には何とも言えないですよ。

委員長（倉持悦典君） 岡田委員。

委員（岡田伊生君） 皆さんと同じようなんですけれども、陳情は陳情として受ければいいでしょう、一応読ませていただくということで。

ただ、あともう一つあるのは、今回の議会の全協においても、経済委員というか、3人の出向されている議員さん方から、全協を踏まえて議会としての、つくばみらい市の議会としての考え方がある程度まとめていきたいんだということを提案されているわけですから、やはりそういうものもあります。その中でこの陳情も出ましたということは言えるでしょうし、ですから、あとはこれを云々というよりは、また繰り返しますけれども、今度は逆に常総広域の組合議会の方にこれを提出させていただくか何かをして、また向こうで議論していただくというのがいいんじゃないでしょうか。

委員長（倉持悦典君） 委員全員といいますか、大体の意見はお聞きしました。

この中に今、傍聴に川上議員もいらっしゃっていますけれども、堤委員と私と3人が広域の議員として行かせてもらっているんですが、我々も、向こうで、一つの選択肢としてこういうこともあるんだろうという発言ももちろん、特に川上議員なんかが言ってくれております、この基幹改修という選択肢もあるんじゃないかということは、今も提案はしております。

ただ、この陳情も、これも一つの手段は手段ですが、いきなり基幹改修というふうにはいけないと思うんですね。廣瀬委員が今おっしゃったように、まず値段を下げてもらうと、キルン云々。それも、もっと3月いっぱいのコンサルの結果が安全性に疑問があれば、機種を選定し直しもまたテーブルにのるでしょうし、議論しなくちゃならないでしょうし、基幹改修、これも当然一つの選択肢ですけれども、これのみを取り上げて広域にもっていったら、つくばみらい市はそれをという感じになってしまうということもあると思うんで、この意見も一つの選択肢で我々も十分承知していますんで、これをまた今度27日に開かれると言われているんですけれども、そういう議会の中でこういう陳情もありましたと、こういう選択肢もあるんじゃないですかということを、広域の議会の中で私たちの市民からもそういう声がありますということを反映しながら向こうの議会活動すればいいかなと私も思うんですが、そういうわけで、この陳情をここで採択してこれがというふうには、多くの委員さんがそういう意見と思われまして、そのような取り扱いでいいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） もちろんこういう選択肢もあるんだということをやっぱり話すべきだと思いますけれども、これのみではないと。もっともっといろいろな議論を重ねなくちゃならないということだと思いますんで。

堤委員。

委員（堤 實君） やっぱり向こうが本番ですから、あくまでも我々は、これは本来なら直接向こうの方に出していただくという方が一番正論だと思うんですね。うちらは、この議会に対しては、全協であってもあれでも一応向こうの報告をするという義務があるんですね、我々は。ですから、ここで云々、決めて云々だから向こうへもっていか、そういうレベルの問題じゃないと思うんですね。

したがって、そういうことであれば、ということは先ほどみんな意見が出ているように、かなり難しい状況になってきていることは間違いないんですよ、現地は。ですから、契約

もしていることだし、いかにして我々は、原油が安定してきたさなかで丸飲みするのは我々としても解せないわけですね。そういうことで、何らかの方法で、どれが一番いい方法かということで管理者の方にも我々は追及もしているし、やっているさなかなんです。ですから、根本的にちょっと我々、これを受けてこれをそっくりというわけにいかないんじゃないかなという気がしますけれどもね。

委員長（倉持悦典君） あと、そっちのけになっちゃって申しわけなかったんですけども、山田 稔氏から今出された、きょう、ここで補足説明したいということに関してはどうでしょう。

山田 稔氏がここにいらっしゃいますし、それから、今、各委員の全員の意見も山田氏にも傍聴として聞いてもらった、そういうことも踏まえて、山田さんから、じゃ、一言だけちょっと、短い時間であれですけども、補足説明といたしますか、説明でもいいですし、今、委員の意見を聞いた、それに対するあれでもいいし、ちょっと短い時間でどうでしょうか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） そうしますか。

じゃ、ちょっと暫時休憩をとります。よろしく願いいたします。

午後 3 時 3 4 分休憩

午後 3 時 3 9 分開議

委員長（倉持悦典君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

今のこの陳情の取り扱い承っておきますし、それから、全議員に配付をするということでもいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） そのような取り扱いにさせていただきます。

これで全部ですね。

会議を閉じる前に、ちょっとお願いがあります。

先ほど執行部の説明の中で、何点か個人名なんかが出たりした説明もありますので、その個人名に関して、ネットでも流れますので、支障があると思われる個人名は、ちょっと伏せ字か、削除というような形で、個人を特定できない、集落名だったら集落名ぐらい、「何々集落のだれだれさん」とか、そういう形で個人の名字は特定できないような方法をとらせてもらいたいと思うんですが、それでいいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（倉持悦典君） では、そういうことに決定しました。

以上で我々に付託された案件と、それから請願、陳情の取り扱いについては、すべて皆さんの決をいただき、終了いたしました。

きょうはどうもご苦労さまでした。

これで、経済常任委員会を閉じたいと思います。

あとは、本会議で私が報告させていただきます。よろしく願いいたします。

午後 3 時 4 1 分閉会

つくばみらい市議会委員会条例第60条第1項の規定により署名する

平成21年3月9日

経済常任委員長